

大館市農業委員会総会議事録

令和3年7月13日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和3年7月13日（火）午後2時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（18名）					
1番	渡邊 久留美	8番	高坂 千悦	15番	糸屋 由衛門
2番	石山 元一	9番	藤盛 久登	16番	菅原 和久
3番	阿部 重信	10番	菅原 一成	17番	虻川 マキ子
4番	斎藤 重春	11番	小畑 恵美子	18番	安部 幸美
5番	小林 大樹	12番	富樫 英悦		
6番	小畑 純市	13番	畠山 繁司		
7番	伊藤 昇	14番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名（1名）					
19番	渡邊 久雄				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	乳井 康和			
	次 長	宮崎 直人			
	係 長	佐々木 信成			
6. 議事録署名委員	8番	高坂 千悦		9番	藤盛 久登
7. 書記	佐々木 信成				

報 告 ・ 議 案

報告第 13 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 14 号	農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
議案第 35 号	農地法第 3 条の規定によるその他の使用及び収益を目的とする権利の設定許可申請に対する処分について
議案第 36 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 37 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 38 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 39 号	小委員会所属委員（案）の選任について

局長

ただ今から総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 18 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、渡邊 久雄 委員から、都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告いたします。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当職より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 8 番 高坂 千悦 委員、議席番号 9 番 藤盛 久登 委員にお願いします。

議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告 (6 月総会～7 月総会) について
- ・報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第 14 号 農用地利用配分計画 (農地中間管理機構分) の認可につ

いて

以上報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

3 番（阿部 委員）

3 番の阿部 重信です。

報告第 13 号のNo.104 についてですが、先月利用権設定をしたのに、取り下げをする理由をお聞かせ願いたい。

局長

他の方に貸すはずの場所を誤って手続きしたため、取り下げるとのことでありました。

3 番（阿部 委員）

次に貸す人は決まっているのか。

局長

はい。決まっているとのことですが、今回は、取り下げのみで新たな申請は出されておられません。

議長

他にご意見ご質問等ございませんか。

～意見・質問の声なし～

議長

他にないようですので、承認するものといたします。

議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 35 号『農地法第 3 条の規定によるその他の使用及び収益を目的とする権利の設定許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

10 ページをお開き願います。

議案第 35 号 農地法第 3 条の規定によるその他の使用及び収益を目的とする権利の設定許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定によるその他の使用及び収益を目的とする権利の設定許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 3 年 7 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

11 ページをお開き願います。

内訳は、No.1、1 件で、地目は田 15,782 m²であります。

賃借の権利は、「その他収益権」となっており、借受の事由は「経営拡張」となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 7 号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案 35 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 35 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 36 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

12 ページをお開き願います。

議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 3 年 7 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

13 ページをお開き願います。

内訳は、No.30 から No.33 の 4 件で、地目は田 2,629 m²、畑は 2,918 m²、面積合計は 5,547 m²であります。

譲受の事由は、No.30, 32, 33 は、「経営拡張」で、No.31 は「新規就農」となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 2 ページから 5 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 7 号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案 36 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 36 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 37 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の

送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

15 ページをお開き願います。

議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 3 年 7 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

16 ページをお開き願います。

内訳は、No.10 の 1 件で、地目は田、面積合計は 4,838 m²であります。

転用目的は、土地造成及び不動産の売買並びに仲介等を行う申請人が、申請地を譲り受け、分譲宅地に造成しようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、市立有浦小学校の北、約 600m に位置する第 2 種中高層住宅専用地域内の農地であることから第 3 種農地と判断されます。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.10 の位置図及び配置図は、17 ページ、18 ページに記載のとおりであります。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.10 の現地調査の結果を議席番号 2 番の 石山 元一 委員よりご報告願います。

2 番（石山 委員）

2 番の石山 元一です。

議案第 37 号、No.10 について、去る 7 月 1 日に安部 幸美 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は 17 ページの位置図になります。

この場所は、J R 大館駅から市道大館長木線を直進し、国道 7 号跨道橋をくぐり抜けて約 250m 地点を左折、市道板子石東線に入り 150m 地点を右折、市道代野道北東線を 200m ほど直進した左側農地で、現在は休耕地として管理されておりました。

18 ページの配置図にありますように、16 区画の分譲宅地を造成しようとするものです。

西側道路と南側市道、北東側農道脇水路とレベルを合わせるため約 80 cm の盛土を行うとともに 3 方にそれぞれコンクリート側溝を新設します。

また、農地（田）と隣接する東側には L 型擁壁を設置し土砂等の流出を防止します。

造成地内の道路には、雨水排水に対応するため浸透型側溝を新設することで流出を抑え、大雨時は市道側溝へ流出させる計画であります。

分譲後の汚水、生活雑排水は市道代野道北東線の公共下水道に接続することから特に問題は無いものと見てまいりました。

また、当該地域を管轄する大館土地改良区の承諾も得ていることを申し添えます。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、石山 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 37 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 37 号について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします

議長

次に、議案第 38 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

19 ページをお開き願います。

議案第 38 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 3 年 7 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

20 ページをお開き願います。

令和 3 年度農用地利用集積計画（第 4 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

決定依頼の件数は、新 - 110 から新 - 122 までの 13 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 3 年が 2 件、5 年が 9 件、8 年が 1 件、10 年が 1 件で、地目 田が 91,308.83 m²、畑が 334 m²、面積合計は 91,642.83 m²であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 38 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 38 号について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 39 号『小委員会所属委員（案）の選任について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

21 ページをお開き願います。

議案第 39 号 小委員会所属委員（案）の選任について

大館市農業委員会小委員会設置要領第 3 の規定に基づき、別紙のとおり各小委員会の所属委員を選任する。

所属委員の任期は、令和 3 年 7 月 20 日から令和 4 年 7 月 19 日までの期間とする。

令和 3 年 7 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

22 ページをお開き願います。

大館市農業委員会小委員会について、総務、農業振興、農地調整の各小委員会の所属委員（案）です。

小委員会の構成員については、恒例により任期中の 3 年間に輪番で各小委員会を受け持つことから、このような案としております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 39 号について審議します。

なにかご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 38 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

- ・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

事務局

お手元に「小委員会改正による委員長及び副委員長の選任について」と 8 月 11 日に、ほくしか鹿鳴ホールで行われる市町村農業委員会地区別研修会のご案内をお配りしています。

研修会へのご出席をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明に質問はありますか。

ないようですので、これをもって本日の定例総会を終了いたします。

午後 2 時 43 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年7月13日

議 長

議事録署名委員 8番

議事録署名委員 9番

農地法第3条調査書

議案第35号 No.1		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在		大館市比内町中野字落合・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		秋田市山王四丁目・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市比内町中野字五日市袋・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行っており、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月4日、渡邊久雄 農業委員と北村鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第36号 No.30	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市根下戸字小館花尻・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市中道一丁目・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市根下戸字下袋・・・ 大館市根下戸町・・・
		氏名 △△△△(持分2分の1) ▽▽▽▽(持分2分の1)
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月1日、伊藤昇 農業委員と安部幸美 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第36号 No.31		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市本宮字下モ野・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字三ノ丸・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市片山字浮島・・・	△△△△
作 成 者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行ってきており、今後も、新規就農者として正式に本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月2日、小林大樹 農業委員と富樫覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第36号 No.32	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市十二所字後田・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 秋田市大平台四丁目・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市十二所字後田・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月1日、畠山繁司 農業委員と畠山薫 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第36号 No.33		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町新館字屋布・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字白砂・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町新館字屋布・・・	△△△△
作 成 者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月4日、渡邊久雄 農業委員と北村鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない